

議案第65号

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(協議会の設置等)	(協議会の設置等)

第3条 略

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から任命する。

3 略

4 略

第3条 略

2 略

3 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。